

### [ 3 ] 生徒指導部

#### 1 入学までに

高校生活を送る上で、規則正しい生活を心掛け、基本的生活習慣の確立に努めましょう。

- (1) 携帯電話の使用に関して家庭内で話し合い、家庭内ルールを作成し、必ずフィルタリングの設定をして下さい。
- (2) 遊戯場・インターネットカフェなどへの立ち入りをしないこと。
- (3) 髪の色・脱色やパーマはしないこと。眉毛に手を加えず、ピアス穴をあけないこと。

#### 2 生徒心得

下記の規定を守り、本校生徒としての本分を自覚し、学校の教育目標達成のため、規律ある生活をし、学業に精励しよう。

##### (1) 制服・容儀等について

- ・ 服装・容儀はすべて清潔・質素・端正を旨とする。
- ・ 通学には制服を着用する。

##### (ア) 制服

###### [男子]

上 衣…本校指定の校章・科章をつける。(図①)

ズ ボ ン…本校指定のものとする。(図②)

裾はシングル 裾幅は22~24cmとする。

靴 下…派手な色や柄物は不可とする。

シ ャ ツ…本校指定のものとする。

##### ① 冬服・中間服 (図③)

長袖

白カッターシャツとする。

##### ② 夏服 (図④)

本校指定のマーク入り、

白半袖開襟シャツとする。

ベ ル ト…黒または茶色とし、皮、ビニール製とする。

実習服に着用する布地のもの、

また、バンドやバックルに装飾的な模様を施しているものは禁止する。

###### [女子]

##### 冬 服

上 衣…校章・科章を左側につける。

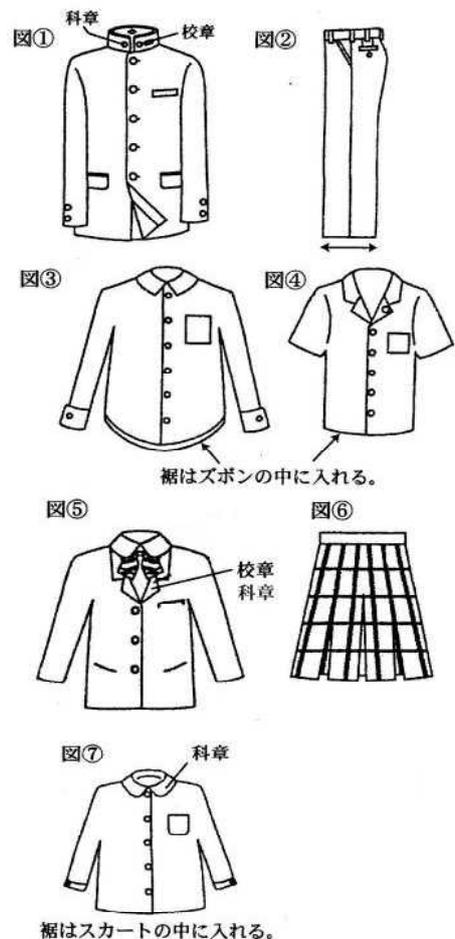
それ以外のものはつけない。(図⑤)

スカート…スカートの長さは、膝がかくれる程度。

スカートの長さを変えてはいけない。

ベルトをつけたり、折り曲げてはいけない。(図⑥)

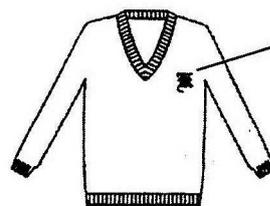
シ ャ ツ…本校指定のものとする。(図⑦)



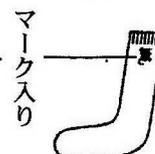
セーター…本校指定のマーク入り、紺Vネックセーターとする。(図⑧)

上衣からセーター裾が見えないようにする。  
本校指定のベストも着用可。

図⑧



図⑨



靴 下…儀式等(入学式, 卒業式, 始業式, 終業式, 就職試験等)では本校指定の靴下を着用する。  
(本校指定: マーク入りの紺のハイソックス  
又はショートソックス (図⑨))  
平常時は紺または黒の無地とし, くるぶしが隠れる以上の長さとする。  
タイツを使用するときは黒・紺一色の無地とする。

図⑩



リボン…本校指定のもの 冬・夏兼用。(図⑩)

### 中間服

シャツ・セーター・リボン・靴下は冬服と同じ。  
本校指定のベストも着用可。

### 夏服

上 衣…校章・科章を左側につける。

それ以外のものはつけない。(図⑪)

スカート…夏用のスカート。着こなしは冬服と同じ。

リボン・靴下…冬服と同じ。

図⑪



※ 着用期間は以下を目安とする。(更衣の時期は各自の判断とする)

夏 服…6月中旬～9月下旬 冬服…11月中旬～4月下旬

中間服…5月～6月中旬, 10月～11月中旬

#### (イ) 靴

通学: 本校指定の運動靴または白を基調とした運動靴とする。

白を基調とする運動靴の場合, 色の付いたラインやマーク入りも認める。ハイカットや運動に適さない靴は認めない。靴ひもは白または黒のみとする。

学校行事(体育授業等を含む): 本校指定の運動靴とする。

校舎内: 指定のスリッパ(学年で色が異なる)を使用する。

(ウ) 肌着(男女共通) 派手なものや柄物は不可とし, 袖口や首元から見えないものとする。

(エ) カバン 学校に登校する日は, 本校指定カバンで登校すること。また, 指定カバンにつける飾りは華美でないものとする。

(オ) マフラー 校内での使用は禁止する。

(カ) 防寒衣 登下校時の着用は許可するが, 校内での着用は禁止する。

(ク) 装飾品 マニキュア・ピアス・色付リップクリーム・ブレスレット・ネックレス・化粧・整髪料等は禁止する。

(ク) 男子の髪型・頭部について

- ① 前髪は目にかからない、横は耳にかからないようにする。
- ② 襟足はシャツの襟にかからない、もみあげは耳の範囲程度とする。
- ③ パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型(ラインを入れる、極端な刈り上げ等)は禁止する。
- ④ 整髪料等の使用は禁止する。
- ⑤ 眉毛に手を加えること、ピアス穴をあけることは禁止する。

(コ) 女子の髪型・頭部について

- ① 前髪は目にかからない長さとする。
- ② 髪の長さが肩より長い場合は結ぶ。
- ③ パーマ・染色・脱色・奇抜な髪型(ラインを入れる、極端な刈り上げ等)は禁止する。
- ④ 整髪料等の使用は禁止する。
- ⑤ 化粧やアイプチ、眉毛に手を加えること、ピアス穴をあけることは禁止する。

(カ) 校章・科章について 校章・科章は所定の位置につける。

(キ) 規定以外の服装・容儀はすべて学校の許可を必要とする。(異装許可)

(2) 登下校・交通などについて

(ア) 8時35分までに教室に入り、用のない者は放課後ただちに下校する。

(イ) 登校後は、放課後まで許可なく校外に出てはならない。許可を得て外出する場合であっても、自転車、原動機付自転車の持ち出しは原則として禁止する。特別な事情があり使用する場合は、学級担任に申し出て許可を得ること。

(ウ) 原則として午後5時には校門を出て下校する。ただし、農場当番・部活動等に参加する者は、終了し次第速やかに下校する。

(エ) 登下校の際は、交通法規の遵守ならびに交通マナーをよく守り、本校生徒としての自覚を持ち交通安全に努める。

(オ) 自転車・原動機付自転車の2人乗り、並列走行、けん引、携帯電話を使用しながら、イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転は禁止する。

(カ) 原動機付自転車免許取得のための受験は、自動車学校での安全講習会を受講し、長期休み(夏・冬・春)に限り許可を得て受験することができる。ただし成績不振者については許可しない。免許の交付を受けた者は、直ちにそのことを係の先生に届け出ること。原動機付自転車を家庭で使用する場合も、必ず白色のフルフェイス型のヘルメットを着用すること。

(キ) 自転車通学について

- ① 許可される距離に制限はない。また、バスを利用して登下校をする場合、最寄りのバス停までの通学についても、駐輪場所を確認した上で許可する。
- ② 申し出により許可を得る。許可された者は所定の位置に学校指定の許可ステッカーを貼り付けること(費用として200円必要)。
- ③ ハンドルがサドルより5~10cm高いこと(カマキリ・アップ・ドロップハンドルは認めない)。
- ④ 鍵がついていること(二重ロック推奨)。
- ⑤ ハブステップ(立ち棒)をつけないこと。
- ⑥ 荷台・前カゴを必ずつけること。
- ⑦ 夜間無灯火運転をしないこと。
- ⑧ マウンテンバイクや折りたたみ自転車は不可。

(ク) 原動機付自転車通学について

- ① 許可される距離は、幹線道路を経由して自宅と学校間の距離が6 km以上30km未満であること。  
また、30km以上で、自宅から最寄りのバス停まで3 km以上ある生徒は、最寄りのバス停までの通学を許可する。
- ② 申し出により許可を得る。許可された者は所定の位置に学校指定のナンバープレート及びヘルメットに校章・反射材を取り付けること（費用として1,800円必要）。
- ③ 排気量50cc以下の原動機付自転車（スクーター型）を使用すること。
- ④ ヘルメット（白色のフルフェイス）を必ず着用すること。
- ⑤ 校内では乗車禁止とする。
- ⑥ 学校指定のナンバープレートが取り付けられる形状の車種であり、ヘルメットを入れるスペースが必ずあること。
- ⑦ 学校指定のナンバープレート及びリベットの無断取り外しは禁止とする。
- ⑧ 校内駐輪場では、必ず施錠をし、鍵を抜いて各自保持すること。

(3) 交友について

- (ア) 互いに人格を尊重し、友愛と信頼に満ちた交友関係に努めること。
- (イ) 交友関係は常に礼節を守り、節度を保ち、明朗に行うこと。
- (ウ) 男女交際は公明に行い、風紀を乱さず、男女相互の理解に基づく明朗・健全なものであること。
- (エ) 物品・金銭等の貸借や物品の売買をしないこと。

(4) 公共物の利用について

校舎・校具・動植物等の公共物を大切にし、すべての公共物の使用については学校の許可を得ること。破損等があった場合は直ちに届け出て学校の指示にしたがう。場合によってはそれ相当の弁償を求めることがある。

(5) 携帯電話・スマートフォンの使用について

(ア) 基本的な使用について

家庭でのルール（フィルタリング等）を定め、マナーを守り安全に使用すること。また、校内で定められた規則に則って使用すること。インターネットサイトSNS等の不要な閲覧、また、誹謗中傷や個人情報の書き込み等を絶対にしないこと。なお、支払限度額を考えて使用すること。

(イ) 学校内での使用について

携帯電話の使用については、本来、緊急連絡手段として許可するものであり、それ以外の目的で使用してはならない。校内では電源を切ること。緊急時の使用は、許可を受けた職員の前、もしくは許可を得た場所で行うこと。なお次の事項については特に注意すること。

- ① 調査中のバッグ以外での所持（机内・ポケット等を含む）
- ② 授業中使用（机内所持も含む）
- ③ 公共物での充電（校内・外）

(6) 厳守すべき事項について

法律及び条例などにより規定されていることや本校生として好ましくない次のような事項は禁止する。

- (ア) 夜間外出は控え、深夜徘徊・無断外泊を絶対にしない。（日没をもって夜間とする）
- (イ) 飲酒（アルコールテイスト飲料を含む）・喫煙（電子タバコなどを含む）・薬物乱用（使用）・暴力・万引き・窃盗等の不良行為を絶対にしない。
- (ウ) 青少年にとって不健全な場所（パチンコ・盛り場・ゲームセンター等）や、成人向け図書類販売

所及びインターネットカフェ等への出入りを禁止する。

- (イ) ゲーム機器等，不必要な物品の校内への持ち込み，校内での使用
- (オ) カラオケ店の利用は高校生入場許可店舗に限り，午後6時までの利用を認める。
- (カ) その他校則に反すること

(7) 許可を必要とする事項について

次の事項については担任に申し出のうえ，所定の手続きをし，学校長の許可を得る。

- (ア) 自転車・原動機付自転車での通学や免許受験，自動車学校での教習など
- (イ) アパート・間借り・入退寮
- (ウ) 部活動への参加・大会参加・遠征・合宿等
- (エ) 部活動時間延長等
- (オ) 旅行・外泊等
- (カ) 異装等
- (キ) 文書配布・掲示物等
- (ク) 送別会・同窓会・集会・校外行事・練習等への参加
- (ケ) 校舎・校庭・校具・設備・備品等の使用
- (コ) アルバイト（アルバイト規定有）
- (サ) 校時内の外出（担任の許可を得る）

(8) 届出を必要とする事項などについて

次の事項については担任を経て学校長に届け出なければならない。

- (ア) 事故・傷害・疾病等
- (イ) 金銭・物品の紛失・拾得・盗難・破損など
- (ウ) その他必要と思われる事柄

(9) 普通・準中型自動車免許・自動二輪免許・大型特殊免許の取得について

- (ア) 普通自動車免許・準中型自動車免許・自動二輪免許・大型特殊免許の取得は3年生のみとし，卒業式終了後とする。
- (イ) 自動車学校・教習所への入校は，2学期期末考査終了後，3年生に限り許可する。ただし，成績不振者（欠点教科のある者），校納金（諸会費）の未納者は許可しない。
- (ウ) 入校希望者は，保護者承諾の上，学校長に申し出た後，許可を受け，許可証が発行されてから自動車学校・教習所の入校手続きをする。
- (エ) 自動車学校・教習所での服装は制服とし，高校生としてふさわしい態度，言動で教習を受けること。
- (オ) 卒業考査期間中及び考査1週間前は，教習を中止する。